

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

管理 No. O017

所管部署: 消防局 予防課

(危険物規制係 / 電話: 35-1192)

根拠区分	法律・条例一	
許認可等の名称	休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長の承認	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	危険物の規制に関する規則(昭和34年府令第55号)
	根拠規定条項	第62条の5の2第3項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	危険物の規制に関する規則(昭和34年府令第55号) 奈良市危険物規制規則(令和4年奈良市規則第35号)
	基準規定条項	危険物の規制に関する規則第62条の5の2第3項 / 奈良市危険物規制規則第7条
審査基準	<p>危険物の規制に関する規則第62条の5の2第2項ただし書の規定による「危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、保安上支障がないと認められる場合」とは、次の1及び2に適合するものとする。</p> <p>1 危険物が清掃等により、完全に除去されていること。 (措置例) (1) タンク内に残存する危険物を抜き取り、かつ、乳化剤、中和剤等により洗浄を行う措置 (2) タンク内に残存する危険物を抜き取り、不活性ガスを充填する措置</p> <p>2 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤ってタンク又は配管の内部に危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。 (措置例) (1) 注入管のフランジ部に閉止板を設置する措置 (2) 配管をプラグ止めする措置</p> <p>注 標準処理期間は、申請日の翌日から起算し、通常要する処分する日までの期間とする。ただし、次の期間については、標準処理期間に算入しない。</p> <p>1 奈良市の休日定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条各号に掲げる日 2 申請の不備その他の理由による補正及び審査のために必要な書類等の追加のために要する日数</p>	
標準処理期間 (経由機関の日数)	5日	

本票の作成日	令和6年 5月 2日作成
更新履歴(更新日)	改正沿革 令和 年 月 日改正

## 審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	